

自 令和3年 9月 9日

至 令和3年 9月 27日

第4回 和木町議会定例会

令和3年第4回和木町議会定例会

(令和3年 9月 9日)

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第10号
例月現金出納検査の結果について
2. 報告第11号
定期監査の結果について
3. 報告第12号
令和3年度和木町一般会計補正予算（第5号）に関する
専決処分について
4. 報告第13号
財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5. 報告第14号
和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について
6. 同意第 1号
教育委員会委員の任命について
7. 同意第 2号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
8. 同意第 3号
副町長の選任について
9. 認定第 1号
令和2年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認
定について
10. 議案第23号
令和3年度和木町一般会計補正予算（第6号）
11. 議案第24号
令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 1 2. 議案第 2 5 号
令和 3 年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 1 3. 議案第 2 6 号
令和 3 年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 1 4. 議案第 2 7 号
令和 3 年度和木町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 1 5. 議案第 2 8 号
令和 3 年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 1 6. 議案第 2 9 号
和木町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 1 7. 議案第 3 0 号
和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について
- 1 8. 議案第 3 1 号
和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 1 9. 発議第 1 号
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める意見書

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	中 村 充 子	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	灰 岡 裕 美	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	渡 邊 良 平	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長補佐	池 田 剛	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	坂 本 啓 三	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	森 本 康 正	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

開	会	9時 00分
議	長	ただいまから、令和3年第4回和木町議会定例会を開会します。
議	長	これより本日の会議を開きます。
議	長	米本町長には、今回の和木町長選挙においてご当選され、誠におめでとうございます。 健康にご留意されますと共に、その手腕を遺憾なく発揮されることを祈念いたします。
議	長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番議員 嘉屋富公君、5番議員 上田丈二君を指名します。
議	長	日程第2 諸般の報告を行います。 先の定例会以降、7月12日、山口県町議会議長会定例会に私が出席しました。 その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。
議	長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会委員長 栗本詠子君。
議	長	栗本君。
栗本	議員	おはようございます。 議会運営委員会からご報告を申し上げます。 町長から9月9日に議会が招集されたことに伴い、9月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次のとおり申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております案件は、議案一覧表のとおり報告5件、同意2件、認定1件、議案9件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日初日に報告第12号と第13号、同意第1号と第2号、認定第1号、議案第23号から議案第31号までの議案説明と質疑を行い、報告第12号、同意第1号と第2号につきましては、討論・採決まで初日に行うことといたしました。

一般質問を9月14日とし、最終日を9月27日とし、議案について討論、採決といたします。

なお、認定第1号 令和2年度の決算認定につきましては、議長と監査委員を除く8人の議員で決算特別委員会を設置、これに付託し、審査することといたします。

委員長及び副委員長につきましては、本日の委員会で協議、決定することといたしました。

よって、本定例会の会期を、本日9月9日から9月27日までの19日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。

どうぞ皆さまのご理解とご協力を申し上げ、以上議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長 栗本詠子

議長 以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第3 会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月27日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、本定例会の会期は、本日から9月27日までの19日間とすることに決定しました。

議長 日程第4 町長所信表明
町長より、所信表明を行いたい旨の申出がありますので、これを許可します。
米本町長。

米本町長 皆さん、おはようございます。
ただ今、兼本議長さんより、お許しを頂きましたので、皆様方の貴重なお時間を拝借し、大変恐縮ではございますが、3期目の町長就任の挨拶と、所信の一端を述べさせていただきます。

私は、去る8月24日告示の、和木町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面からの力強いご支援と、温かいご厚情を賜り、3回目の当選という身に余る栄に浴し、来る9月19日付をもちまして、3度和木町長の職を続けさせて頂くこととなりました。

3度連続での無投票当選を頂きました私は、皆様方のご期待を決して違わぬよう、引き続きしっかりと身を引き締めて使命を全うして参る所存でございます。

私の2期8年間でありますが、就任後すぐに、下水道圧送管の破損や、翌年8月の「8.6岩国・和木豪雨災害」に見舞われるなど、多難なスタートとなり、その後も多くの老朽化に起因する不具合を修繕する事や、災害復旧などに追われ、財政的にも人的にも負担が大きく、職員は私を何とか支えてくれましたが、大変苦しい行財政運営を強いられて参りました。このような言わば失われた2年に加え、この1年半余りは新型コロナウイルスの地球規模での感染拡大の中で、世界中が疲弊し、この日本でも経済も生活も混沌とした状況が続き、出口の見えない苦しい日々となっております。

そんな8年間ではありましたが、私の施策と致しましては、町内に防犯・防災カメラを設置する事や、町民すべての方に

TOEIC、TOEFL を含めた英語検定、漢字検定、数学検定の検定料の全額補助をし、また出産祝い金の復活やがんと闘う方に対しウィッグや補正具の購入助成をして参りました。

また大きな公共工事と致しましては、就任早々破損しました下水道圧送管の新設も終了、念願でありました和木こども園や公民館瀬田・関ヶ浜分館も完成し、そして今年4月には、蜂ヶ峯総合公園に山口県東部のにぎわい施設 Bee+も完成するなど、私の中では一区切りついたものと考えているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、新型コロナワクチンが順調に接種されている和木町では、予備日を入れて今月24日には全希望者に接種が終了する予定であります。

しかし、従来型の新型コロナウイルスが変異を繰り返し、爆発的な感染により、先行きが全く見通せない状況において、まだまだやり残した、または手の付けられなかったことも多くあり、私自身この3期目は初心に返り、財政を勘案しながらとはなりますが、一步ずつ成すべき事の計画を進めて参りたいと考えております。

選挙後の初登庁において私は、幹部職員に対し「これまでは皆さんには各種事業の完遂に向けて汗をかいてもらいましたが、これからは新しい目標に向かって知恵を出して欲しい」旨を伝えてあります。

私は、再来年、町制施行50周年を迎える和木町を、この職員たちとともに「命をまもり、町をまもり、そして未来につなぐ」ため、皆様からお寄せいただきましたご信頼とご期待にお応えするため、全身全霊をもって努力して参る所存でございませう。

皆様方の尚一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、現在和木町を取り巻く環境ですが、平成28年まで社会増となっておりました人口は、4年の間に400人余りも減少し、他の市町と同様に人口減少に歯止めがかからない状況となっております。

本年10月から始まる高校生までの医療費無料化により、多少なりとも人口減少が緩やかになってもらいたいと思いますが、人口の急激な減少は全国的な問題であり、また大都市への人口流出などにより、和木町のみが現状を維持することは大変難しいのではないかと考えております。

しかしながら、和木町における特殊合計出生率は1.89となっており、私が町長に就任した時の1.77から0.12ポイント上昇するなど、比較的良い成績を頂いているところです。

ちなみに、もちろん山口県ではトップであります。全国でも1.95が50位くらいであることから100位以内に入っているのではないかとというふうに推測をしております。

今後、コロナの影響により出生率が下がらないことを願っておりますが、新しくできた和木こども園や各一校ずつの小学校、中学校の連携を強め、身の丈は考慮しつつも、日本国中の市町村も必死に努力されている「子育て施策」におけるわが町のアドバンテージをキープしていければと考えているところでございます。

次に財政状況でございますが、歳入関係は多少上向きつつあったところでしたが、今回のコロナ禍にあって、大きく改善する見通しは全くなく、町民税やその他の税金も年々減少し、最低ラインで推移しているなど、厳しい財政状況は続いております。

そのような中ではありますが、今年度順調にいけば、財政調整基金は、私が前町長から引き継いだ基金と同程度の金額に戻る予定で、財政力指数は70%を維持、実質公債費比率、将来負担比率とも安全圏内となっております。

しかしながら、経常収支比率は90%以上と高止まりし、地方債残高こそ多少減少しておりますが、元利償還額は令和4年のピークに向かい、徐々に増加する見込みとなっております。

加えて、いまだ老朽化に起因する修理なども多く、財政状況は益々厳しくなることも予想されているところでございます。

このような認識のもと、私の3期目の第一の課題は、コロナ禍によって疲弊をしている町民の皆様の負担を少しでも軽くしていき、町自体の活力を復活させ、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた町づくりに努めていくことであると考え、出来ることから取り組んで参ります。

ある程度、このコロナ禍に見通しがつくことが前提ではありますが、再来年には和木町は町制施行50周年を迎えます。

それに向けて、東京オリンピック・パラリンピックのように皆様に夢と希望と感動を少しでも感じていただけるよう、文化、芸術、スポーツについても力をいれ、住民参加型のイベント等を考えていくつもりであります。

これらのソフト面の事業においては、今後、各種団体と協議を重ねて参り、調査・準備を進めて参る所存でございます。

次にハード事業としては、下水道圧送管の仮設管を安全確実に撤去し、旧圧送管破損の原因究明をして参ります。これをもって破損事故の改修事業がすべて完了することとなりますが、事業費は約1億3千万円程度掛かると見込んでおります。また、議員の皆様からも大変ご心配頂いております給食センターの建て替えでございますが、これまで築45年になります建物を修理等を重ねつつ使用して参りましたが、衛生面等を考えますとなるべく早いうちに改築が必要であることはご承知のとおりでございます。

しかしながらこの改築には、土地取得費や諸々の経費を重ねますと学校一軒分の約10億円程度の財源が必要となります。出来れば任期中に完成させたいとは思いますが、今後の財政事情を勘案しつつ知恵を絞りながら着実に進めて参りたいと考えております。

さらに一番大きな事業となりますが、こちらでも老朽化が激しい簡易水道浄水場の改築の問題がございます。

現在、一部計画策定に取り掛かるところでございますが、何分にも大変大きな財源が必要となることから、他に取らう道はないのかなど多角的に、また慎重に進めていかなければなりません。

それに加え、上下水道事業は、公営企業会計への移行が強く求められており、つまり簡単に申し上げますと、原価償却も含め経費に見合った料金を徴収しなさいということで、使用料等の適正化を図ることも含め検討をして参ります。

しっかりと知恵を出し、和木町としてどの様なシステムにするのかを含め、取り組んで行かなければなりません。今期中に皆様方へ方向性をお示しできればというふうに考えております。

これらの他に懸案であります和木幼稚園・保育所跡地の有効利用の問題もございます。

これまで PRE（公的不動産）活用検討委員会を立ち上げ、サウンディング型市場調査等も行いましたが、なかなか良い利用方法も示されなかったことから、もう少しお時間を頂いて、考えて参りたいと思っております。

また8年前からお約束をしておりました河川敷の照明付き遊歩道にも取り組んでいきたいと思っておりますが、心無い方のごみのポイ捨てや犬のフンの不始末などいくつかの懸念事項をクリアする必要があります。

また役場庁舎の防災機能強化は、前回多くを望みすぎて見送った経緯を踏まえ、今回は非常時の電源供給に絞って取り組んで参りたいと考えております。

その他小さなことでは、ほんの少し大人が楽しめるボルダリング施設を設置することや、蜂ヶ峯公園にアルパカ等の飼育していくことなど、皆さんが少しでも親しみやすいことにも取り組んで参りたいと考えております。

これまで述べて参りましたことは、本年度で終了する米軍再編交付金に代わる交付金の有無により大きく変わってくると思いますが、各方面から色よいお話も頂いておるところで、私としては大丈夫ではないかと思っておるところでございます。

またこれまで再編交付金を使っておりました各種事業においては、基金として貯めてございますので当面の心配はございません。

以上、これからの町づくりや課題を述べさせて頂きましたが、これらのことは今の厳しい財政状況や職員の事務仕事の増大などにより、また事業の大きさ複雑さなどを考えますと容易に完遂出来るものではなく、また私一人の力で成しえることは到底無理なお話でございます。

私と職員が一丸となって進めていく所存であり、またここしばらくはコロナ禍の中で我慢の時ではありますが、しっかりと計画を進め、時を待ち開花させていきたいと思っております。

皆様におかれましても、公助、共助、自助をしっかりと踏まえ、助け合いの精神をもってご理解ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

そしてこの小さくともキラリと輝る和木町を、共に支えていただきたいと思っております。

今後2025年問題が待ち受ける中、まだまだ多くの課題も抱えており、皆様にもご面倒をお掛けすることがあるかもしれませんが、私自身「安心と夢のあるまちづくり」を目指して「協働の町づくり」を進め、町民の皆様、議員の皆様とともに、職員と一枚岩になって各施策に取り組み、大切な和木町をしっかりと未来につなげていくことをお約束いたします。

議員の皆様、町民の皆様には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、重ね重ねお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。

ご清聴どうもありがとうございました。

議 長

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 9 時 2 5 分

再 開 9 時 3 5 分

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議 長 日程第5 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米 本 町 長 行政報告といたしまして、5件の事柄を報告させていただきます。

まずは、先程所信の一端を述べさせていただきましたが、和木町長選挙の結果についてでございます。

令和3年の和木町長選挙は、8月24日に告示、8月29日に投開票の予定でしたが、立候補の届出を行ったのは、私一人のみでありましたので、投票は行われなかったとなりました。

8月30日に、和木町選挙管理委員会の石山 陽委員長から、当選の告知並びに当選証書の付与を受けました。新たな任期は、令和3年9月19日から令和7年9月18日までとなっております。

以上、和木町長選挙の結果についての報告といたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び町内における感染者の状況についてを報告させていただきます。

5月23日に発令された緊急事態宣言は、全国各地での新規感染者数の増大、変異株の感染拡大などを受け、8月31日まで延長されました。町では新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく法定の対策本部を設置しており、クラスターの発生など町内又は近隣で多くの感染者が発生した場合に即応できるよう体制を整えております。

8月26日、和木町新型コロナウイルス感染症第17回対策本部会議を開催いたしました。8月25日に発出された山口県知事メッセージでは、デルタ株感染拡大防止集中対策の強化及び9月12日までの期間延長について触れられています。県内では、お盆期間以降も会食を起因としたクラスターの発生等により感染の拡大が続き、感染状況もステージ4に移行したところであり、医療提供体制の負荷がますます高

くなっております。

町対策本部会議では、人流の抑制、三密の防止などを徹底するため、また、山口県デルタ株集中対策期間に合わせて、8月27日から9月12日まで蜂ヶ峯総合公園内の一部施設の利用制限、8月30日から9月12日まで、町内公共施設を休館することなどを決定いたしました。

利用者の皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、町といたしましては山口県と足並みを揃え、感染拡大防止に努めてまいります。

町内の感染者の状況でございますが、9月1日時点で28人の感染が確認されており、家庭内での感染及び若年層の感染が多くみられています。

感染拡大防止のために、人流を減らすことが重要視されています。県外への不要不急の外出自粛など、慎重な行動をお願いいたします。また、引き続き、手指の消毒、三密の回避など基本的な対策にも心がけをお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び町内における感染者の状況についての報告といたします。

3番目として、新型コロナワクチン接種事業についてでございますが、65歳以上の方の第1回目の接種は5月10日から開始をしており、第2回目の接種は5月31日から開始をしております。並行して、7月5日からは65歳未満の方の接種を開始しております。

受付当初から多くの方に接種の申し込みをいただいていることもあり、和木町は他自治体と比べて大変早いペースで接種が進んでおります。

町内では多くの方が2回目の接種を早い段階で済まされていることを鑑み、8月20日で申し込みを締め切り、予備日の9月24日をもって町内での集団接種を完了する予定でございます。

以上、新型コロナワクチン集団接種事業についての報告とさせていただきます。

次に、パラリンピック採火式についてですが、8月13日、

和木こども園で「東京2020パラリンピック聖火リレー和木町採火イベント」を開催いたしました。

これは「東京2020パラリンピック」の開催に先立って、各市町がそれぞれ独自の方法で採火するもので、和木町では、当事者家族の団体である「和木町親和会」「和木町手をつなぐ育成会」のそれぞれから1家族ずつ参加をいただき、「まい切り式火起こし器」による火起こしを行いました。当日はあいにく雨天となったため湿気が多く、火種ができてはなかなか発火に至らず、採火が困難かと思われました。予定していた時間をオーバーしながらも、あきらめずに火起こしを続け、火が起きた瞬間には大歓声上がり、拍手が沸き起こりました。採火された火は「和木町の火」として、パラスポーツ全国大会に出場経験のある、岩脇 賢治さんに「山口県の火」として一つの聖火とするイベントである「山口県聖火フェスティバル」への運搬を託されました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、「山口県聖火フェスティバル」の式典が縮小開催となったため、「和木町の火」は職員が送り届けましたが、和木町をはじめ、県内各地から集められた火は「山口県の火」として、パラリンピック開催地へと伝達されることとなりました。

以上、パラリンピック採火式についての報告とさせていただきます。

最後に、ENEOS株式会社からの「パラリンピックトーチ」の寄贈についてでございます。

東京2020パラリンピックで使用された聖火リレートーチをオフィシャルパートナー企業であるENEOS株式会社から和木町にご寄贈いただくこととなりました。

これは、同社が東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレートーチに使用されるガスの提供事業者として聖火リレーサポーターパートナーに認定されたことから、製油所・事業所のある市・町から聖火ランナーを選出することとなり、同社麻里布製油所の代表として、和木中学校生徒1名がパートナーランナーに選ばれたことから寄贈いた

だくこととなったもので、9月16日、和木中学校において、トーチの寄贈式を行う予定としております。

なお、パートナーランナーとして選ばれたのは、当時中学生の大滝結衣さんです。昨年実施されておれば、中学校の3年生でございましたが、1年延期されましたので現在は高校に進学をされております。

大滝さんは、8月24日、東京で実施された聖火リレーに参加され、サポーターの方々が見守る中、トーチキスを行い、聖火を次のランナーに引き継ぎました。

ご寄贈いただきましたトーチは、中学校で保管、展示を行い、児童・生徒はもとより多くの町民の方々にご覧いただき、異文化への理解、障がいのある人との共生社会の実現に役立てていただきたいと考えております。

以上、ENEOS株式会社からの「パラリンピックトーチ」の寄贈についての報告といたします。

以上、5件の事柄について行政報告とさせていただきます。

議 長 日程第6 報告第10号 例月現金出納検査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第7 報告第11号 定期監査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、定期監査の報告がありましたのでご了承願います。

議 長 日程第8 報告第12号 令和3年度和木町一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡邊企画
総務課長

報告第12号 令和3年度和木町一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分についてご説明いたします。

この報告は、納付済みの法人町民税を還付するにあたり、必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,195万4千円を追加し、予算総額を44億2,629万5千円とするものでございます。

4ページの歳出からご説明します。

詳細については12ページになります。

款2 総務費 税務総務費において、本町に事業所がある法人が、昨年度中の中間申告で納めた法人町民税について、今年度の確定申告により還付となりましたので、税等過誤納還付金に2,195万4千円を計上しています。

戻りまして3ページ歳入についてご説明します。

歳入の詳細は10ページになります。

款19 繰入金において、今回の補正予算の歳入歳出を調整するため、財政調整基金繰入金を歳出と同額の2,195万4千円増額しています。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

議長

報告第12号について、質疑を許します。
質疑はありますか。

議長

森脇明美君。

森脇議員

それでは、款2総務費12ページの過誤納還付金についてお尋ねいたします。

ただ今、説明を受けました法人町民税の還付金2,195万円ですが、還付に至った経緯の詳細な説明を求めます。

議 長 吉岡税務課長。

吉 岡 専決処分させていただきました過誤納還付金は、法人税の
税 務 課 長 還付と還付加算金となります。

内訳を言いますと

本税分としまして 21,799,900円

還付加算金 153,800円

合計 21,953,700円

となります。

還付する理由の前に、まず、法人税の申告には、確定申告と中間申告があります。この中間申告とは簡単に言えば「法人税の前払い」のことで、1年分の法人税を一度に払わなくて済むように、年の途中で法人税を2分の1前払いし、決算が確定した段階で、不足があれば支払い、もし払いすぎている場合は還付されます。

今回は、令和元年度末でA社からB社に株式譲渡があり、B社は令和2年度に確定申告、中間申告をして法人税を納付しましたが、令和3年度の確定申告で、令和2年度の中間申告で多く支払っていることが確定しました。この還付額では当初予算では不足し、また、早急に還付しないと還付加算金が増えていくために専決処分をさせていただきました。

議 長 よろしいですか。

森 脇 議 員 はい、ありがとうございました。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 報告第12号 令和3年度和木町一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、報告第12号は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第9 報告第13号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 総 務 課 長 報告第13号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、町議会に報告させていただくものでございます。

それでは、別紙についてご説明申し上げます。

健全化判断比率でございますが、表の左の欄に健全化を判断する上での比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を載せております。この4つの比率がそれぞれ、右欄の早期健全化基準を超えれば、財政健全化計画の策定が必要となり、更に、次の欄の財政再生基準を超えると財政再生団体ということになります。

本町では、令和2年度においても、実質赤字、連結実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は6.0%、将来負担比率47.9%となっており、いずれの比率とも早期健全化基準を下回る数値となっています。

次に、資金不足比率ですが、この比率は公営企業会計の健全性を判断するものでございますが、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足はございません。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

議長 報告第13号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第10 報告第14号 和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況について
理事長より、お手元に配布してありますとおり報告がありましたので、ご了承願います。

議長 日程第11 同意第1号 教育委員会委員の任命についてこれを議題とします。執行の説明を求めます。
河内副町長。

河内副町長 同意第1号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在、教育委員としてご活躍いただいております宮本健吾氏の教育委員会委員としての任期が本年9月30日までとなっております。

本同意案件は、引き続き宮本氏を教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会の同意をお願いするものでございます。

宮本さんは瀬田2丁目にお住まいで、年齢は55歳でございます。

経歴でございますが、昭和61年に山口芸術短期大学生生活

芸術科をご卒業の後、萩焼の泉流山窯せんりゅうざんかま 吉賀大眉よしかたいびに入門、その後、平成8年に和木町瀬田に戻り、やきもの工房を開かれ、萩焼作家としてご活躍を続けておられます。また、平成21年3月には、南禅寺僧堂なんぜんじそうどう 清光軒老大師せいこうけんろうたいしから錦心窯きんしんがまの名を拝命されておられます。

温厚な人柄で人望も厚く、真面目な方でございます。熊毛北高校、岩国商業高校東分校の非常勤講師として生徒の指導にあたっておられ、また、本町においては、長年、放課後子ども教室や教職員陶芸教室で指導者を勤めていただいております。学校教育及び社会教育の両面でご活躍しておられます。

教育に関しては熱意と優れた見識を持った方であり、本町の教育行政の進展にご尽力いただける方と確信をしているところでございます。

委員の任期は4年で、令和7年9月末日までとなっております。

以上で同意第1号の説明を終わります。

議 長 同意第1号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議 長 同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議	長	全員挙手。
議	長	したがって、同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
議	長	<p>日程第12 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>これを議題とします。執行の説明を求めます。</p> <p>河内副町長。</p>
河内副町長		<p>同意第2号についてご説明いたします。</p> <p>この同意案件は、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定に基づき、町議会のご同意を求めるものでございます。</p> <p>現在、比良正和さん、岡本秀之さん、安村稔さんの3名の方に委員になっていただいておりますが、今月末日をもちまして任期満了となります。</p> <p>比良さんは昭和54年から、岡本さんは平成23年から、委員をされており、不動産関係に精通されておりますので引き続きお願いしたいと思っております。また、安村さんは山口県農業協同組合和木支所長をされておりましたが、新たに同組合和木支所長になられた手嶋章二さんをお願いしたいと思っております。手嶋さんは、周東町にお住まいで、年齢は56歳でございます。昭和61年に米川農業協同組合に入組まれ、令和2年4月から和木支所長をされておられます。お三方とも、不動産関係、金融関係等について優れた見識をお持ちで、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考え、提案させていただくものでございます。委員の任期は3年で令和6年9月末日までとなっております。</p> <p>以上で同意第2号の説明を終わります。</p>
議	長	<p>同意第2号について、質疑を許します。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し討論に入ります。
討論はありませんか

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。

議長 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

議長 日程第13 認定第1号 令和2年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長 認定第1号 令和2年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

この認定は、令和2年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定を求めるものでございます。

一般会計の概要でございますが、歳入決算額は、48億3,047万10円、前年度と比較して7億9,582万3,776円、率にして19.7%の増額、歳出決算額は、46億5,159万913円、前年度との比較で7億8,776万4,136円・20.4%の増額となっております。増額の主な要因とい

たしましては、全額国庫補助により実施した特別定額給付金給付事業や地方創生臨時交付金を活用した子育て応援給付金事業・飲食店や商工業者の経営を支援する給付金事業などのほか、町営緑ヶ丘団地第3棟の建設着手、GIGAスクール構想実現のためのタブレット端末購入、公民館関ヶ浜分館新築工事の完了などが挙げられます。歳入歳出差し引き額は、1億7,887万9,097円、このうち翌年度に繰り越すべき財源は378万8,000円で、実質収支1億7,509万1,097円の黒字決算となっています。なお、財政調整基金の残高は、令和元年度末と比較して9,122万5千円増の12億6,333万6千円となっています。

続きまして特別会計については、国民健康保険特別会計は、歳入総額5億9,351万1,869円、歳出総額5億6,580万8,196円で歳入歳出差し引き残額2,770万3,673円。

簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億1,841万1,646円、歳出総額1億1,293万8,034円で歳入歳出差し引き残額547万3,612円。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額2億1,130万4,466円、歳出総額は1億9,628万9,856円で歳入歳出差し引き残額が1,501万4,610円、それぞれ黒字決算となっております。

介護保険特別会計のうち保険事業勘定は、歳入総額5億1,531万5,907円、歳出総額4億9,026万9,797円で歳入歳出差し引き2,504万6,110円、このうち翌年度に繰り越すべき財源は85万2,000円で2,419万4,110円の黒字決算、介護サービス事業勘定は歳入総額98万6,820円、歳出総額も同額の98万6,820円で歳入歳出差し引き残額は0となっています。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額9,735万7,260円、歳出総額が9,652万3,927円で歳入歳出差し引き83万3,333円の黒字決算でございます。なお、別冊で成果報告書及び監査委員の意見審査書を

添付しております。

以上で、認定第1号、令和2年度 和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

議 長 本件に対する、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

議 長 おはかりいたします。

認定第1号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、認定第1号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議 長 ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、決算特別委員会の委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く8人の議員を選任することに決定しました。

議長　　ここで暫時休憩いたします。

休　　憩　　10時　08分

再　　開　　10時　11分

議長　　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長　　先程設置されました決算特別委員会の委員長・副委員長につきましては、休憩中に行われた委員会において、委員長に上岡富士夫君、副委員長に上田丈二君が選任されたのでご報告します。

　　なお、決算特別委員会においては、今会期中に審査を終了いただき、最終日までに議長に報告していただくようお願いいたします。

議長　　日程第14　議案第23号　令和3年度和木町一般会計補正予算（第6号）

　　これを議題とします。執行の説明を求めます。

　　渡邊企画総務課長。

渡邊企画総務課長　　議案第23号　令和3年度和木町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

　　補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,638万9千円を追加し、予算総額を45億4,268万4千円とするものでございます。

　　今回の補正予算の主な内容といたしましては、各費目における新規事業や追加で必要となる経費を計上するとともに令和2年度の決算の確定に伴う繰越金や財政調整基金積立金の増額などを提案させていただくものでございます。

　　それでは第1表　歳入歳出予算の2ページ歳出からご説明

申し上げます。各費目毎の詳細は14ページ以降になります。

款2 総務費の補正は、財政調整基金積立金の増額8,753万6千円、家庭用防犯カメラ設置費補助金10万円、マイナンバーカード交付管理システム導入に係る経費135万6千円、参議院議員補欠選挙に係る経費433万9千円を増額するものです。

款3 民生費では 身体障害者の方のための補装具の交付及び修理に係る経費78万1千円、介護保険特別会計への繰出金21万5千円、幼稚園・こども園施設型給付費224万2千円を増額しています。

款4 衛生費は447万3千円の減額でございますが、決算確定に伴う簡易水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

款7 土木費の増額は、装束雨水ポンプ場改修工事負担金2,850万円の増額及び決算確定に伴う公共下水道事業特別会計への繰出金971万4千円を減額するものです。

款8 消防費の補正は、戸別受信機設置工事 第2期分91件の事業費が確定し、財源として活用する再編交付金を935万5千円積み立てることとしています。

款9 教育費では、小中学校におけるタブレット持ち帰り学習のためのモバイルルーター40台分の経費として88万円を増額、地域振興事業助成基金積立金884万4千円の減額のほか、文化会館中央管制盤の機器更新工事126万5千円をはじめとする教育委員会所管施設の維持管理に必要な経費を増額計上しています。

続きまして、1ページの歳入についてご説明します。歳入の詳細は8ページ以降でございます。

款1 町税は個人町民税の現年課税分の確定に伴い、550万円減額しています。

款10 地方特例交付金及び 款11 地方交付税は今年度の交付額が決定されましたので、それぞれ交付決定額にあわせて増減しています。

款15 国庫支出金757万6千円の増額は、国庫負担金

として、子どものための教育・保育給付交付金118万5千円、国庫補助金は、米軍再編交付金の今年度交付額確定による20万6千円の増額、個人番号カード交付事務費交付金として135万6千円を追加で計上しています。

また、参議院議員補欠選挙の経費に充当するため、委託金として歳出と同額の433万9千円を計上しています。

款16 県支出金では、子どものための教育・保育給付交付金66万8千円などを増額計上しています。

款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により2億1,559万1千円を減額、防災行政無線戸別受信機基金からの繰入金を935万4千円増額しています。

款20 繰越金は、令和2年度決算の確定により、1億5,509万1千円を増額するものです。

款22 町債2,300万円の増額は、装束雨水ポンプ場改修事業債2,400万円の増額及び臨時財政対策債100万円の減額によるものです。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は13億2,162万4千円になる見込みでございます。

続いて、3ページ第2表 地方債補正についてですが、歳入予算補正のところでもご説明いたしましたが、各事業に係る借入限度額について、装束雨水ポンプ場改修事業債を4,770万円から2,400万円増額して7,170万円に、臨時財政対策債を2億910万円から100万円減額して2億810万円に改めるものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 ページ17ページ、3款の民生費、障害者福祉扶助事業扶助費 身体障害者補装具交付、修理費について伺いたいと思

います。

この事業は、障害者の方が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ることや、社会人として独立自活するための育成助長を目的として身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替する用具について支給される扶助事業と聞いております。

予算で100万円が計上されておりますけれども、今回78万1千円が補正で出されております。どのような補装用具や修理に使われたのか伺いたいと思います。

議 長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。今回の補正78万1千円の計上はですね、補装具として、言葉でいいますと座位保持装置、座る姿勢を保つための装置、これはですね、町内にお住まいの、難病指定なんですけど、ALS 筋萎縮性側索硬化症、ALS と通称呼ばれるんですけど、その方がそれにより上肢、上部下肢共にほぼ動かす事ができないので座っている状態を維持するもので、日常生活の中や移動する際に使用するため、車椅子とセットで購入を予定しております。それで予算額が不足ですので補正予算を計上させていただきました。以上です。

議 長 上田丈二君。

上田議員 他にも補装用具や修理等で使われたものがありましたら教えていただきたいと思います。

議 長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 お答えします。

その他の補装具、パラリンピックでご覧になったと思いますが、義手、義足、また車椅子、歩行器、目の見えない方は盲人用の安全杖、義眼、あと光が眩しいと感じる方は遮光

メガネ、あと聴覚障害の方は補聴器等々がございます。以上です。

議長 上田丈二君。

上田議員 障害者の方が日常生活、就労の場面で必要とされている補装用具等の購入や修理費の扶助ですので補正で出されたのは大変望ましいことだと思っています。質問になりますけれども、購入費や修理等について、この申請された当人の負担額はどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

議長 坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 本人の負担はいくらかというご質問でございます。原則1割負担でございます。

ただし、町民税所得割が非課税世帯の方はご負担はございません。0円です。

それで上限額、負担上限額は1割負担ということですけど3万7,200円。

あと補足説明なんですけど、所得の多い方、町民税所得割46万円以上の方は対象外ということで、全額自己負担ということでございます。以上です。

議長 上田丈二君。

上田議員 高額所得者以外の方は、非課税所得や収入がない方は0円で、所得がある方でも上限額が3万7,200円ということで理解いたしました。

続いての質問になりますけれども、障害者福祉扶助事業ですので、国や県等からの補助があると思えますけれども、町についての負担について教えていただきたいと思えます。

議 長	坂本保健福祉課長。
坂 本 保 健 福 祉 課 長	国の負担金が2分の1、県の負担金が4分の1、町の負担金は4分の1、以上でございます。
議 長	よろしいですか。
上 田 議 員	理解いたしました。以上で終わります。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	森脇明美君。
森 脇 議 員	<p>2点について質疑いたします。</p> <p>7款土木費19ページの装束雨水ポンプ場改修工事負担金についてお尋ねいたします。</p> <p>装束雨水ポンプ場改修工事負担金として2,850万円が補正として組まれておりますが、工事内容はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。</p>
議 長	村岡都市建設課長。
村 岡 都 市 建 設 課 長	<p>岩国市の装束ポンプ場の改修工事に関する負担金については、議員もご存知のとおり和木町が20%を負担して実施されています。今回その20%分である2,850万円を補正予算計上させていただくものですが、今回の補正予算は、現在数年間に渡り継続して実施されている第1期工事の改修工事費とはちょっと別の工事となります。本予算に計上した内容についてはですね、第2期工事で改修工事が計画されていた第2ポンプ場の雨水ポンプが故障したため、このポンプの取替え工事をですね、前倒しで実施することとなったため、補正予算計上をさせていただいたものでございます。</p>

議 長	森脇明美君。
森脇議員	現在のように豪雨災害が発生する中、町民からも早い完成が望まれています、この工事の進捗状況はどのようになっていますか、伺います。
議 長	村岡都市建設課長。
村岡都市建設課長	この工事と申されますのは、1期工事の。
森脇議員	全体的な、はい。
村岡都市建設課長	全体的なもの。
森脇議員	はい。
村岡都市建設課長	今回の補正予算についてはこれからということですか。
森脇議員	はい。
村岡都市建設課長	1期工事につきましてはですね、現在の新しいポンプがこの令和3年度末には完成してですね、供用開始される予定でございます。順調に進捗していると聞いております。以上です。
森脇議員	ありがとうございます。
議 長	森脇明美君。

森脇議員 　では、8款の消防費の21ページ消防防災一般事業についてお尋ねいたします。

　防災行政無線の戸別受信機の基金積立金とありまして935万5千円が組まれておりますが、先程まあ説明もあつたんですが、使途と内容について詳しく伺います。

議　　長　　渡邊企画総務課長。

渡邊企画
総務課長　　先ほど、歳入歳出どちらでもご説明しましたように防災行政無線戸別受信機基金積立でございますが、令和2年度にも1期分工事費1,760万円を既に積立をしており、今年度末にまた取り崩して充当する予定ですが、今回この935万5千円は今年度の再編交付金を活用して2期工事分に充当する目的で積み立て、こちらも年度末に取り崩して繰入れて使うということでございます。

議　　長　　森脇明美君。

森脇議員　　工事の進捗状況と戸別受信機は最終的に何機設置されるのでしょうか。

議　　長　　渡邊企画総務課長。

渡邊企画
総務課長　　はい、戸別受信機の数でございますが、1期工事は170件、2期で91件、合わせて261世帯に取り付けをする予定でございます。

　1期工事の方は既に6月頃から着手しておりまして、ほぼ完了、2期工事は、年明けから着工ということでございます。

議　　長　　よろしいですね。

森脇議員　　はい、ありがとうございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 それでは1点についてお伺いします。

9款 教育費 1項 教育総務費 教育委員会事務局一般事業
消耗品費の20ページになりますが、88万円についてお伺
いしたいと思います。この消耗品費88万円は、小中学校に
おける1人1台iPadをご家庭に持ち帰り授業をする際に、い
わゆるネット環境が整ってないご家庭への整備事業だと思
います。先ほど40台とご説明ありましたが、またどのような
機種なのか、1台あたりおいくらの値段を設定しているのか
伺いたいです。

議 長 森本教育委員会事務局長。

森 本 教育委員会 事務局長 ご質問にお答えします。

モバイルWi-Fiルーターということで、通称ポケットWi-Fi
ということが分かりよいかと思います。電波を受信してWi-Fi
の環境をつくるものでございます。今、1台2万円の予定で
購入を考えております。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 はい、このモバイルWi-Fiルーターが、町が購入し実際
にご家庭で使用するにはどのようなネット環境を整備して
いくのか、例えばスマホのSIMカード契約と同等、同様な
モバイルWi-FiルーターのSIMカード契約が関わってくる
のではないかと思います、その辺りをお伺いしたいです。

議 長 森本事務局長。

森 本 Wi-Fi の環境がない世帯で使用することを考えております。
教育委員会 その際、通信会社と各世帯で通信契約は必要になってくると
事務局 長 思います。発生します通信料については各世帯で負担してい
ただくという事を今現在考えております。

議 長 栗本詠子君。

栗本議員 最近では、様々な企業のプロバイダ契約が SIM カードとモ
バイルルーターをセットで、無料で貸し出すサービスが多く
ございますが、なぜ本町はルーターを購入し、ご家庭に貸し
出すとすることに決めたのでしょうか。

議 長 森本事務局長。

森 本 契約の際に、少しでも安くなるようにモバイル Wi-Fi ルー
教育委員会 ターを購入し、少しでも家庭のご負担を少なくするいうこと
事務局 長 を考えて今回計上させていただきました。

議 長 よろしいですか。

栗本議員 はい。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 灰岡裕美君。

灰岡委員 それでは質問します。

19 ページ 3 款民生費 2 項の児童福祉費について質問
いたします。

今回の補正で、委託保育事業 幼稚園・こども園施設型給
付費 224 万 2 千円について質問いたします。

これは町外で新規に保育を受ける子どもたちのために、他
市町に支払われる費用なんですけども、前回の定例会でも補

正が組まれておりました。これは何人分なのか質問いたします。

議長 森本教育委員会事務局長。

森本教育委員会事務局長 質問にお答えします。
前回は補正いたしました。今回新たに3名の転入があり、他市町へ委託するために金額を計上させていただきました。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 この町外で保育を受けるということの理由は、保護者の希望によるものなのではないでしょうか。それとも本町のこども園側の理由、定員増とか定員いっぱいってとかどういう理由によるものなのかを質問いたします。

議長 森本事務局長。

森本教育委員会事務局長 今回3名の転入がございましたが、1歳、4歳、5歳ということの転入でございます。1歳の保育がいっぱいのため他市町へ委託することで、兄弟も揃ってその同じ施設に委託するというところでございます。

議長 灰岡裕美君。

灰岡議員 定員いっぱいなのは1歳児だけなんですね、兄弟の4歳、5歳はまだ受け入れは可能だったということによろしいですか。はい、分かりました。以上で質問を終わります。

議長 よろしいですか。

議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第15 議案第24号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

これを議題とします。執行の説明を求めます。

坂本保健福祉課長。

坂本保健福祉課長 議案第24号 令和3年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,646万8千円を追加し、予算の総額を6億6,126万円とするものでございます。

今回の補正は、前年度からの繰越金が確定したことに伴い、歳入予算を調整するものが主なものでございます。

それでは、2ページの歳出からご説明いたします。

款6 基金積立金は、今回の補正額を調整いたしまして、1,646万8千円を積み立てるものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 国民健康保険料は、調定額の変更により823万5千円を減額するものでございます。

款5 繰越金は、前年度の繰越金の額が確定しましたので、2,470万3千円を増額するものでございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

本案に対する、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第16 議案第25号 令和3年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第26号 令和3年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

村岡都市建設課長。

村岡都市建設課長 それでは、議案第25号及び議案第26号を一括してご説明いたします。

まず、議案第25号、令和3年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正予算の概要といたしましては、今回は財源更生であり予算の総額には変更はなく、歳出についても変更はございません。

歳入についてご説明いたします。5ページをご覧ください。

款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を前年度繰越金により調整し、447万3千円を減額するものでございます。

款4 繰越金は、令和2年度の決算剰余金が547万3千円となりましたので、447万3千円を追加するものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の説明となります。

続きまして、議案第26号、令和3年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算の概要としては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、総額を2億9,824万2千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。10ページをご覧ください。

款1 総務費、管渠整備事業の工事請負費330万円の増額は、当初想定しておりませんでした中継ピットの故障によ

る取替工事や新規の宅地に伴う下水道本管の敷設延長工事を行う必要が生じたため増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

款3 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を前年度繰越金と追加事業費により調整し、971万4千円を減額するものでございます。

款4 繰越金は、令和2年度の決算剰余金が1,501万4千円となりましたので、1,301万4千円を追加するものでございます。

以上で、議案第25号及び議案第26号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第25号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第26号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第18 議案第27号 令和3年度和木町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第28号 令和3年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上、2議案についてこれを議題といたします。
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。
坂本保健福祉課長。

坂 本 保 健
福 祉 課 長

議案第27号及び議案第28号を一括してご説明いたします。

まず、議案第27号、令和3年度和木町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,026万1千円を追加し、予算の総額を5億2,599万円とするものでございます。今回の補正は、繰越金が確定したことにより歳入予算を調整するものが主なもので、サービス勘定の補正はございません。

それでは、2ページの保険事業勘定、歳出からご説明いたします。

款3 地域支援事業費は、会計年度任用職員の旅費を1万3千円増額するものでございます。

款4 諸支出金は、前年度の地域支援事業交付金、介護給付費負担金の交付額が、国、県、支払基金ともに精算分が確定したことに伴い返還金が生じたので、910万円を増額するものでございます。

款6 基金積立金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして1,114万8千円を増額するものでございます。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款5 繰入金は、低所得者保険料軽減繰入金の前年度精算分が確定したこと等に伴い、21万5千円を増額するものでございます。

款7 繰越金は、前年度の繰越金が確定いたしましたので、2,004万6千円を増額するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号 令和3年度 和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、前年度の繰越金が確定したことにより、既定の

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万3千円を追加し、予算の総額を9,961万2千円とするものでございます。

それでは、1ページの歳入からご説明いたします。

款3 繰越金は、前年度の繰越金が確定したことに伴い13万3千円を増額するものでございます。

続きまして、2ページの歳出についてご説明いたします。

款4 予備費は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして13万3千円を増額するものでございます。

以上で、議案第27号、28号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第27号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第28号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第20 議案第29号 和木町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

池田住民サービス課長補佐。

池田住民サービス課長補佐 それでは、議案第29号 和木町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整

備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、同法律中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る事務手数料を廃止するための条例の一部を改正するものです。それでは、お配りしております新旧対照表でご説明させていただきます。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードですが、初回の交付手数料は無料、紛失等による再交付は有料としております。和木町手数料徴収条例第2条第40号において、再交付手数料を1件につき800円と定めております。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの発行に関する手数料は、地方公共法人である地方公共団体情報システム機構が定めることとされたことに伴い、本条例の再交付手数料に関する規定を削除するものです。

また、第39号の条文についても、併せて削除いたします。なお、施行期日は、公布の日からとしております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

議長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 ちょっと聞こえ辛くてよく分からなかったんですけども、結局、今まで行政でやっていたものが、地方公共団体情報システム機構の方で一応やるってということなんですけど、行政上で町民の方が窓口でやって、その手続きのやり方とそれからこの再交付の800円、このやり方自体は変わらないということで捉えてよろしいんですかね。

議長 池田課長補佐。

池田住民
サービス
課長補佐

はい、変わる事はありません。

上田議員

なかみで受付けているものだけが。

議 長

上田丈二君。

上田議員

行政の中で受け入れ先だけが変わる形で、町民にとって窓口業務に対しては何ら変わりがないということですね。

議 長

池田課長補佐。

池田住民
サービス
課長補佐

はい、そのとおりです。

上田議員

了解いたしました。

議 長

よろしいですか。

議 長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第21 議案第30号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第31号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ

いて

以上、2議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

森本教育委員会事務局長。

森 本
教育委員会
事務局長

議案第30号、第31号を一括してご説明いたします。

まず、議案第30号 和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたため必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

1 ページ保育所等との連携第6条第4項では、次のいずれかに該当するときは、適用しないとすることができる と改め、1号では、保育の提供の終了に際し引き続き必要な教育又は、保育が提供されるよう必要な措置が講じているとき

2号では、連携施設の確保が著しく困難であると認めたと き を追加しております。

5項では、2号に該当する場合に限る を追加するものでございます。

2 ページ第37条4号では、母子家庭等の乳幼児の保護者が疾病等の理由において養育することが困難な場合 を追加しております。

3 ページ第6章雑則電磁的記録第49条を追加するものでございます。

以上で議案第30号の説明を終わります。

議案第31号 和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、運営に関する基準の改正が行われたため本町においても必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表でご説明いたします。

1 ページ第5条第2項から6項まで削除、第38条第2項も削除し、第3章雑則 電磁的記録等 第62条第1項から6項を加えるものでございます。

3 ページ62条 第1項は、記録、作成、保存その他これらを類する書面等により行うことが規定されているものは、電磁的記録により行うことができる。

4 ページ 2項は、電磁的記録により作成されている書面等は、交付又は提出に代えることができる。

5 ページ 3項は、ファイルの記録を出力することにより保護者が文書を作成することができる。

4項は、電磁的記録で行うときは、保護者の承諾を得なければならない。

5項は、承諾を得ている場合でも受けない主旨の申し出があったときは、電磁的記録の方法によってはならない。

6項は、語句の読み替えについて記載しているものです。
以上で、議案第30号、第31号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第30号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第31号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって本日はこれで散会したいと思います、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 10時 59分